

經濟論叢

第七十五卷 第四號

經濟學をいかに學ぶか

- 現代の經濟學と古典……………青山秀夫……(2)
- 經濟學の歴史的研究の意義……………出口勇藏……(9)
- 經濟法則の認識について……………吉村達次……(25)
- 會計學的觀點と會計學的思考……………酒井文雄……(35)
- 一八三〇年イギリス下院の階級構成……………佐藤明……(55)
- ドイツ帝國主義と「結集政策」……………大野英二……(74)
- ドイツ共和民主國における經濟發展……………金鍾碩……(93)
- 公有林野統一に現れた絶對主義的經濟政策の特質
……………鶴嶋雪嶺……(114)
- ロック・ウッド著 日本經濟の發展(1868—1938)
……………堀江保藏……(130)

[昭和三十年四月]

京都大學經濟學會

公有林野統一に現れた

絶對主義的經濟政策の特質

鶴 嶋 雪 嶺

は し が き

本小稿は、絶對主義國が遂行する經濟政策の特質を、明治四三年から強力に推進された公有林野統一のなかに追及しようと試みるものである。

國家は、經濟構造という土台によつて生みだされる。しかし、このことは、國家がたんにこの土台を反映するにすぎないということを意味するものではない。逆に、一度誕生すると、極めて能動的に自分の土台の形成と強化のために、また、新しい體制が古い土台と古い階級とを清算するためにあらゆる手段をつくすものである。この國家と經濟構造との關係は、絶對主義のばあいには特に重要な意義をもつ。

絶對主義は、封建社會で資本主義的諸關係がある程度發展し、封建權力が封建的危機に對應して、新しい經濟關係にある程度適應した體制をとらなければならなくなつたところに出現する。そして、資本主義の培養、育成を當面の課題とする。しかし、絶對主義の階級的基礎はあくまでも半封建的な寄生地主であり、封建地代をめぐつて

對立する寄生地主と小作農民とがこの社會の基本的な階級關係になつてゐる。絶對主義國家の本質は、あくまでも封建的なものである。このような絶對主義國の遂行する經濟政策が、首尾一貫しない二面性をもちほしないかということが豫想される。

ところで木材は、米と同じく、その價格をめぐつて土地所有と産業資本の利害は反對にあらわれるものである。さらに、入會地を草山から用材林あるいは薪炭林に變えることは、産業資本にとつては無條件に望ましいことであるが、高率小作料の收奪にとつては、特に商品經濟の農村への浸透が不十分な段階においては、苦痛に感じられるものである。公有林野の統一は、入會地―部落有林野を町村有に統一し、入會權を整理して、林業經營の基礎をつくらうとするものである。わたくしは、このような過程に、絶對主義國が遂行する經濟政策の特質を追及しようとしたのである。

ところで、明治四三年といへば、寄生地主的土地所有制の確立の時期である。この時期の入會林野にたいする政策が、公有林野統一という形をとつた。絶對主義天皇制の入會地にたいする政策は、寄生地主的土地所有制成立以前や、農業危機に入つて以後においてはそれぞれ異つた形をとる。私は、それらについては別稿「寄生地主制の成立と入會地」および、「公有林野官行造林の歴史的格について」としてまとめたいので引續いて發表したいものと考えてゐる。

まづ、公有林野統一政策の經過をみよう。

日清・日露兩戰爭を貫く過程で、日本資本主義は確立された。そして、その軍事的な性格は、特に急速に木材の需要を増大した。この急ピツチで増大する木材の需要に即應して林業生産力を急速に發展させることが必要になり、我國の林業政策は「明治三〇年代以後の林利開發の時代への轉換」をとげることになつた。

この「林利開發の時代への轉換」は、まず國有・御料林から開始された。明治三二年には、「國有林特別經營事業」の創設・「御料林施業編成準則」の制定となり、それぞれ企業的經營の第一歩をふみだした。次に私有林野にたいしては、明治四〇年に森林法が改正され、プロシヤ的林業經營をモデルとした上からの森林組合の創設がはかられた。日露戰爭の頃からようやく造林熱が上昇しはじめていた私有林の生産力を發展させることが企てられたのである。残るところは公有林野である。そこで「我國ノ林野中、最モ荒廢ノ狀況ニアルハ、公有林野殊ニ町村及部落有ノ林野ナリ……而シテ荒廢ノ特ニ甚シキハ部落有林野ニシテ之ガ經營ノ實ヲ擧ゲンニハ先ヅ、之ヲ町村ノ所有ニ移スニ如カズ」(明治四三年五月の地方長官會議でなされた農商務相の指示)と公有林野統一政策がスタートすることになつた。

公有林野統一政策は、その開始にあつて二つのスローガンをかかけていた。その一つはいうまでもなく公有林野開發——造林である。その理由を當時の山林局長は次のようにのべている。

「林野を部落別に持つてゐることは基礎が薄弱である。部落では到底林野の合理的經營は出来ない。何としても統一される村に於て合理的に經營するの外に道はない。部落有林野の經營法は入會又は共同使用である。關係部落の人々が自由に其の山に入り合つて自由に樹木生草を採つて居る。此の經營方法では誰でも取り勝であるから、山は荒れる一方である。……それでは到底森林經營は出来ない。國土の大なる部分を低級なる價値に永遠に保つて行かなければならぬ。そこで此の入會を停止して一村の

公有に歸せしめたいと云ふのが其の理由の主なる一つであつた。」

すなわち、部落有林野を町村有に統一することによつて林業經營の基礎を固め、入會を停止して合理的な林業を經營することが謳われている。

もう一つのスローガンは、町村基本財産の造成—部落割據の打破である。日清・日露の兩戰爭を経て、市町村の國政事務は急増し、國有事務も漸次擴充され、これにともない市町村の財政は著しい膨脹を續けた。明治四一年度には、市町村歳出額は、市町村制實施當初とくらべると實に六倍以上にも上つていた。そして、この歳出の急激な膨脹によつてもたらされる市町村財政の窮乏を解決することは政府の直面する緊急課題であつた。この課題を解決する方法として部落有財産の町村への統一が問題になり、部落有林野の町村への統一が意圖されたのである。

市町村制にも明示されているように、市町村の第一次財源は財産収入であり、使用料・手数料が、第二次財源である。しかるに、市町村の所有する財産は極めて僅少であり、これから生じる使用料その他の収入も少額に過ぎなかつた。政府は、市町村基本財産の造成を極力勸奨したが、部落有財産の存在が最大の障礙になつて、その造成は遅々として進捗しなかつた。そこで、部落有財産を市町村に統一し、これから生じる収入によつて財政の窮乏を緩和することが意圖された。四二年四月の登録税の改止で「從來、市町村ノ一部ニ屬スル財産ヲ無價名義ニ因リ其ノ市町村ニ委讓スルトキハ、税率非常特別稅ヲ合シタルモノ不動産…ノ價格ノ千分ノ六十ノモノヲ千分ノ一ニ低減」するなどの努力がなされていた。

部落有財産の存続は、單に市町村基本財産の造成を妨げるのみならず、同一町村内における住民の部落的割據の經濟的基礎となつていた。部落有財産の統一は、この部落的割據を打破し、市町村制施行によつて形式的に成立した新市町村に、實質的な内容を備えしめる上からも、最も必要なことであつた。

造林―低廉な木材資源の確保はもちろんのこと、町村制によつて出現した町村の基本財産を作り、部落割據を打破することも、ともに急速に發展しつつかある資本主義的諸關係に即應するものである。この二つのスローガンをかかげた公有林野統一政策が、日露戦争を終えて資本主義的諸關係の發展に躍起になつていた當時の政府によつて無償無條件の統一という徹底した方針のもとに、開始されることになつたのも不思議ではない。明治四三年十月、農商務内務兩次官より各府縣に發せられた通牒にはその意氣ごみのほどが十分にうかがわれる。この通牒の條文の一つには次のように記されている。

「從來部落有林野ノ管理當ヲ失シ其甚シキニ至リテハ擧ケテ之ヲ部落民ノ自由ニ放任セルカ爲メ權利義務ノ明確ヲ缺クニ至リ若ハ内實負債ノ擔保ニ供シ其他賣却、分割、貸渡等ノ豫約ヲ爲シ或ハ正當ノ手續ヲ經スシテ事實處分シタルモノアリ是等諸種ノ事情纏綿シ部落有林野ノ全部ヲ擧ケテ之ヲ市町村有ニ提供スルコト能ハサル事情ノモノナキヲ保セス此ハ篤ト其事情ヲ精査シ速ニ之カ匡正ノ手段ヲ講シ此際市參事會町村長ノ管理ニ移シ一層之カ監督ヲ嚴ニスルコト」。

ここには「國家百年の計」をめざした政府の斷乎たる態度が示されている。ところで「林利開發の時代」の林業政策は、國有・御料林から出發し、私有林野および公有林野へと、全國的林野にくまなくその對策を打出したが、ひとしく「林利開發の時代」の林業政策ではあつても、國有・御料林および私有林と公有林野としては、その内容が異つてゐることに注意しなければならない。國有・御料林にたいしては、直ちに林利開發―木材搬出に着手し、木材需要の増大に即應しながら、合理的な林業經營を行つてゆくことが目標とされた。それにたいして、公有林野では木材搬出は問題にならず、林利開發―造林をめざして、部落有林野を町村有に統一し、入會權を整理して合理的な林業經營の基礎を作り出すことが目標とされた。造林してから、林木を伐出することができるようになるまでには、

少くとも三〇―五〇年の年月を必要とする。したがつて、造林は直ちに木材需要の増大に應えることのできるものではない。それは、「國家百年の計」に基いてはじめて打出すことのできる「林利開發」の政策である。このように、國有・御料林および私有林野が急ピツチで増大する木材需要に即應することかでき、公有林野が「國家百年の計」に基いた造林をめざさなければならなかつたのは、それぞれの林野が經てきた歴史が然らしめたのである。明治になつてから行われた政策は、ことごとく入會地―公有林野を犠牲にするものであつた。幕藩領主の政策をそのまま受繼いだ明治初期の拂下・開墾政策はもちろんのこと、「地租改正」・「官民有地區分」、西南役後のデフレ―ション政策、「御料林の形成」など、いづれも入會地を收奪して國有・御料地をつくり、寄生地主の所有地をつくるものであつた。林利開發―木材搬出という、國有・御料林および私有林にたいする政策はこの圍込の上に、可能になつたのである。また、優良な林地および耕地を圍込まれてしまつた残りの部分であるがゆゑに、公有林野にたいしては、草山に造林するという政策しかとることができなかつたのである。

明治四三年十月の兩次官通牒はこの公有林野の經てきた歴史を無視するものである。「林利開發の時代への轉換」がなされるまでの政策が、部落有林野に「負債ノ擔保ニ供シ其他賣却、分割・貸與等ノ豫約」をされ「事實處分シク」部分をつくりだしていたのである。いくら「個人有若ハ共有ノ名義ニシテ其實公有タラサルヘカラサルモノ」…「此儘放置スルトキハ遂ニ所有權ノ明確ヲ缺キ延ヒテハ公有林野整理上障礙ノ因ヲ爲スニ依リ…速ニ訂正ヲ加ヘ名實相稱ハシムルコト」といつても、一旦私有地の形態をとるにいたつたものは、とても再び統一することのできるものではない。かえつて、通牒で禁じられている「統一ヲ名トシテ林野ノ大部分ヲ部落民ニ分割又ハ賣却シテ、唯其一部ノミヲ市町村ニ提供」しようとする動きの方が強いほどである。

このように無償無條件統一の方針では統一の前進はほとんど不可能に近かつた。そこで當初の方針は修正を餘儀なくされ、適度の分割を認め、あるいは地上權の設定などを認めることになつた。また、四四年から行われた公有林野造林奨励規則、大正九年の公有林野官行造林法などによつて、統一濟町村有林野にのみ恩恵を與えて、統一の促進を側面からうながす方針がとられることになつた。このようにしてようやく、昭和一二年までに台張面積で約二〇〇萬町歩を統一することができた。そのうちで條件付統一をしたものが約一五〇萬町歩と大きな比重をしめてゐる。またこの過程で離權したものは四〇萬町歩に上つてゐる。部落有地の使用が、統一に着手するまでにすでに事實上分割され、個人の費用で植栽が行われているような箇所では、少くとも其の土地の一部はその植林者の所有に移さなければならなかつた。また同一町村内の數部落の間で部落有地の所有にへだたりの著しいばあいには、多く所有する部落の部落民には一部の土地をかれらの個人有あるいは記名共有として與えなければならなかつた。そして、條件付統一をしたところでは、名儀が村有に變つただけで、實質的には從來通りに利用され、部落が以前の土地をそのまま管理し、入會、火入、焼畑の慣習がそのまま持續されているなどまつたく名目上の統一にすぎなかつた所も少なくない。公有林野統一政策がスタートしてから、統一を積極的に行わぬことになる昭和十二年にいたるまでの三〇年間、その間に、公有林野の統一は、當初の方針とは非常に異つた形のものになつて打切られることになつた。

日清・日露兩戰爭の間に確立された日本資本主義がその發展の途上に一步ふみ出すことになつたその時に、木材資源の確保と、新しい中央集權國家の基盤をなす町村の基本財産を確立することをめざしてスタートしながら、公有林野統一政策が、このように龍頭蛇尾の形をとらなければならなかつたのは何故か。またこのような形をとつてまで三〇年間にわたつて繼續されたのはなぜか。このことを明らかにするためには、部落有林野→入會地がどの

よるな社會的經濟的意義をもち、公有林野統一をめぐつてどのような利害が對立していたのかを知らなければならぬ。

① 島田錦藏『森林組合論』

② 奈良正路『入會權論』三三七頁より。

③ 大日本山林會編『明治林業逸史』續編三五六頁。

④ 藤田武夫『日本地方財政發展史』一六一—一六二頁參照。

⑤ 國有・御料林が林業經營として發展した過程は、御料林

において明治三〇年の收入九〇萬圓、純益三五萬圓であつたものが、明治四〇年には收入二一五萬圓、純益一〇

八萬圓へと飛躍していることからも知られる（松波秀實

『明治林業史要』一・四九頁參照）。また私有林にたいして林利開發——木材搬出という方向をめざしたことは、

森林法改正の理論的な基礎になつた木多靜六（『増訂林

政學』、川瀬善太郎（『林政要論』）の所論および林業共同施設助成金が交付されるようになった際林道が大部分を占めたことから知ることができる。

⑥ 詳しくは別稿「寄生地主制の成立と入會地」を參照されたい。

⑦ 島田錦藏前掲書四七六—四七八頁參照。

⑧ 公有林野統一が全く名目だけのものに終つた例については拙稿「公有林統一の意義に關する一考察」（『經濟論叢』七三卷四號）および「京都府筒川村實態調査報告」

（林野廳『山村經濟調査報告』部落有林篇第五卷）を參照されたい。

二

公有林野統一政策は、絶對主義天皇制が確立してはじめて打出すことのできたものである。幕藩體制のもとにおいてはもちろんのこと、「豪農巨商」がまだ農民一般とともに政府に反抗している段階においても不可能なことである。「豪農巨商」が政府の庇護を求め、絶對主義天皇制の階級的基礎になるようになって入會地の役割が變化し、この變化が入會地の最後まで残つた部分である部落有林野までを造林の對象として統一するようになされたのである。

公有林野統一に現れた絶對主義的經濟政策の特徴

第七十五卷 三一九 第四號 一一一

そこで公有林野統一が開始されるようになった原因を知るためには、明治維新を間にして村持入會地―部落有林野の果す社會的―經濟的意義がどのように變化したかをみなければならぬ。

明治維新以前、すなわち徳川封建社會においては、基本的な階級對立は、武士階級とりわけ幕藩領主と農民階級との對立であつた。そして、この關係は、領主が本百姓から徴收する生産物地代、一般には貢租米によつて支えられていた。封建的領有―封建地代徴收は米の收穫量を基準とした石高制・石盛制によつて行われた。この石高を決する高入は、通常本田畑にたいして行われ、入會地にたいしては行われていなかった。また課稅率も本田畑と入會地とは格段の差異があり、課稅の基礎をなす檢地自身入會地にたいしてはほとんど行われなかつた。入會地は徳川封建制を支える基本的なものではなく、副次的な、貢租の徴收を補うものと考えられていた。この貢租の徴收を補う役割を入會地は二つの面で行つていた。まず入會地は、貢租が「搾れば搾るほど出るもの」とされてゐるなかで、農民の生活を支えるものであつた。貢租をでさるだけ取りたてようとする領主の要求は農民を自然經濟に閉じておこつとする。そして、農民は、その生活に必要な多くのものをこの入會地に求めた。家屋に必要な用材・萱、農耕に必要な肥草・飼料、食用にする木の實・山菜などをえていた。またその一部に焼畑を行つた。貢租の重壓のなかで農民が「生きるように」ではなくても「死なぬように」することができたのは入會地が存在してゐたからであつた。つぎに、入會地にたいする領主の統制が厳しいものでなく、農民たちの自治的な管理・利用にゆだねられてゐることが、別の面から、貢租の徴收を助けることになつた。入會地は、本百姓からなる百姓寄合の討議できめられる村定にしたがつて管理された。入會地の利用もこの村定にしたがつてのみ許された。村定に反する者は村において處罰することができた。入會地の利用から排除されることは、そのまま生活の破滅を意味するからであ

る。ところで、貢租の徴収は本百姓から選ばれた村役人を通してなされた。村役人は貢租を納めないような、村の利益に反する者は村定によつて罰することもできた。貢租は入會地を利用し生活を維持するためにも、どうしても納めなければならなかつた。

このように入會地は徳川封建社會の基本的な階級對立である領主對農民の關係を支えるためには副次的なものであり、いわば安全辨の役割を果すものであつた。しかし、この入會地は、徳川封建社會においては副次的な階級對立である農民間の高持百姓對水吞百姓の關係を維持する上には決定的な役割を果した。村定をきめ、きめられた村定にしたがつて入會地を管理するのは高持百姓であつた。水吞百姓は、高持百姓にしたがつていてのみ入會地を利用することができた。このことから、幕藩領主的土地所有のもとにあつて、この土地所有にたいするいわば中間的搾取關係として形成された地主的土地所有が封建地代を搾取することができたのである。

徳川封建社會においてこのような役割を果した入會地は絶對主義天皇制の確立⇨寄生地主制の成立によつてまづたく異つたものになつた。

絶對主義天皇制の基本的な階級對立は、寄生地主と小作農民との間にあつた。そして、高率小作料がこの矛盾・對立の經濟的範疇として存在していた。ところで、この寄生地主的土地所有制は、幕藩領主的土地所有のなかで、中間的搾取關係として形成されたものをもとにして成立し、また小作料は徳川時代の小作料をそのままうけついた封建的なものである。しかしこの地主的土地所有制は、徳川時代の地主的土地所有とは體制的に異つたものである。徳川時代においては幕藩領主的土地所有が社會を規制し、これに寄生する形で地主的土地所有が存在した。それについて、明治になつて成長した地主的土地所有制は社會を規制するものであり、また、高額小作料と低賃金との

相互規定という關係によつてこの土地所有の上に成立した産業資本に低賃金勞働力を供給しうるほどに、日本農業を廣般に把握するにいたつたものなのである。そして、この寄生地主と小作人との關係は、いまだは國家權力によつて支えられている。封建地代の重壓にたいする安全辯としての入會地の役割は滅殺した。もちろん、貢租が小作料に代つても、そのいずれもが、剩餘勞働の一般的支配的な表現である封建地代であるかぎり、農民の生活は、ともすれば「死なぬように」する一線をも越えかねない。しかしこのような農民にたいして、その生活を補うものとして入會地を興えるよりは、勞働力を提供して低廉な賃金をえる道をとらせる方が寄生地主的土地所有制の上に發展させなければならぬ資本主義的諸關係のために有利だと考えられた。それに、入會地は、もはや、それだけで農民の生活の補いになるには餘りにも削り取られて狭くなり過ぎていた。また、入會地を物的基礎にする農村共同體は、徳川時代の地主的土地所有にとつては封建地代を確保するために必要不可欠であつたが、明治以後の日本農業を廣般に把握する地主的土地所有制にとつてはそれほど有益なものではなく、さらに、地主的土地所有の上に發展する資本主義的諸關係にとつては、舊い農村共同體を單位にする團結—部落割據の打破こそが望ましいものであつた。³⁾

武士と農民との對立から寄生地主と小作人との對立へという社會の基本的な階級對立の變化、貢租から小作料へという封建地代の形態の變化は、入會地のはたす社會的—經濟的な意義を異つたものにした。入會地のはたす意義のこのような變化が、木材資源供給の場として部落有林野を眺めさせるようになり、公有林野の統一を行わせるようになったのである。公有林野統一政策を開始させた經濟的な基礎はこのようなところにあつた。このかぎりでは、林利開發という資本主義的諸關係の要請に應じたこの政策は寄生地主的土地所有制のさまざまげにはならなかつた。

むしろ、入會地の經濟的な價值が増進し、これが町村基本財産になつて、寄生地主の課税を低減せしめるという點では、寄生地主にとつても歓迎すべきことであつた。公有林野統一が無償無條件統一という徹底した方針で勢よく開始されたのはこのためであつた。

しかしながらこのようにして開始された、公有林野統一政策は、開始早々にしてスムーズな展開をさまたげられることとなつた。

まず、寄生地主に高率小作料を收奪されている農民による抵抗があつた。

貢租から小作料にかわつても、いぜんとして存在する封建地代は、農民が自然經濟を脱却するのを妨げている。まだ農家の大部分は、田畑に入れる肥草、家畜に與える飼料、屋根に葺く萱などを部落有林野に入會地からえていた。また、そこに生えるわらび、ぜんまい、ふき、さんしよう、自然薯、きのこなどは、家計を補うためになくてはならない現金収入源であつた。ところが、この入會地は、地主的土地所有制確立の犠牲にされて、狭小になつてゐる。だから農家にたいするこのきりつめられた入會地の重要性は、減少するどころか、かえつて増大しているところもあるくらいである。入會地の管理は部落によつて極めて嚴重に行われ、「山の口開け」をまつてはじめて採草が許され、使用器具も採草には鎌、薪刈には鉈または鎌に限られ、採草量も一日一人一荷といつたような、部落の條件に應じた種々の制限が行われていた。火入の慣行を維持している所も少くなかつた。部落有林野に禿山が多いといわれたのも、決して放置されていたからではなくて、むかしながらの慣行にしたがつて嚴重に管理されていたからである。この部落有林野が町村有に統一されて部落民の自由にならず、またそこにたいする入會權が整理されることは、これらの農家にとつて大きな脅威であつた。公有林野統一政策にたいする反抗が、これら農民、とく

に小作・貧農層を原動力にして行われたのは當然である。そして、この反抗は、單に部落有林野を維持するという段階から發展して、農民を自然經濟に縛りつけている高率小作料—寄生地主的土地所有そのもの⁵⁾にたいする鬭争にむかう牙をもつものである。

長野縣上伊那郡喬木村で行われた氏乗山をめぐる斗争は、この部落有林の維持から發展して、絶對主義の專制政治そのもの⁶⁾にまでたちまちつた最もよい例の一つである。その村民大會の聲明書には次のようにいわれている。

「見よ！ 各村自治體における共有山林の管理處分が、いかに少數有産者のために獨占されつつあるかを、いかに收益を村税に移讓することによつて、村税負擔者の多寡による所有權の不平等無産者の利益の收奪が行われつつあるかを……氏乗山こそは、この最も大なる一つである。問題は部落民衆が、その唯一の生活手段の一切の收奪によつて、死を強要されたことに始まり、村當局、有力者の能度が、ここにその本質を露呈したことに始まつたことであつて、統一政策にたいする民衆の反抗に外ならない。問題が、統一政策との抗争であるかぎり、一氏乗山、和知部落の問題でなく全國の民衆對專制政治の政策と、村有力者階級との問題である」。

そして、この公有林野統一反對は、中小地主をも参加させる可能性をもつている。彼等は農村共同體の存在を、まだ多分に必要としている。さらに、造林した土地から利益がえられるようになるまでには少くとも三〇年の年月を要する。公有林野統一は年々採取していた生草などの犠牲を厭わず三〇年後の利益を待つことのできる者にとつてのみはじめて望ましいものである。この林業の特異性が中小地主の公有林統一反對運動に同調する可能性に油を注ぐことになる。入會地の早急な解消は、寄生地主的土地所有制の外濠を埋めることにもなりかねない。しかも、寄生地主的土地所有制の上に確立した産業資本が、ブルジョアジーとプロレタリアートの對立をつくりだしている。

公有林野の統一には慎重を期さないわけにはゆかなかつた。ここに公有林野統一が、當初の無償無條件統一の方針を放棄し三〇年の年月を費すという漸進的な方法をとりながら、なお完遂できなかつた理由がある。

このように、公有林野統一政策が開始された動機と、それが宇餘曲折をとらなければならなかつた理由とは、それぞれ絶対主義天皇制の歴史的な進歩性とその限界とを示している。

① 戒能通孝『入會の研究』第二章、第三節「舊時代租稅負擔の對象としての入會地」參照。

② 同前

③ 星塾悳氏などのように半封建的土地所有制を「高率現物小作料と、その支柱としての農村共同體的規制との統一態として把握」(『改革後における半封建的農業構造につ

いて』商學論集第二一卷、第二號所載)しようとする見解からは、このことは理解できない。星塾悳氏のような半封建的土地所有の理解は、絶対主義の經濟的基礎として半封建的土地所有制の特殊歴史的性格を抹殺するものである。

④ 詳しい例については前掲拙稿を參照されたい。

三

産業資本の要請に應えて公有林野統一政策が打ちだされたのは、徳川幕藩體制から絶対主義天皇制への移行がなされていたからであつた。

絶対主義天皇制は、徳川幕藩體制のもとで發展する農民的商品經濟が、これに對抗して發展する領主的商品經濟を追い越し、封建的危機を激化させるまでに到つたときに、幕藩體制に代つて出現した。領主的土地所有は寄生地的土地所有制にとつて代られたが、封建地代は、貢租から小作料へと形を變えて、依然として社會を規制するものとなつた。しかし、絶対主義天皇制が、徳川純粹封建制のもとで發展するブルジョア的發展のまゝに、封建的權力

が、舊來の政治的體制でやつてゆけなくなつたところにこれに代るものとして出現したものである以上、とくにその當初においてこの新しい經濟關係にある程度まで適應し、資本主義的發展を促したり育てたりする政策を遂行しないわけにはゆかない。封建的自然經濟、交通運輸の地方的な分散、地方的な割據と對立、身分的な差別と從屬關係をある程度なくし、國民的統一の前提をつくりだすのはこのためである。また、舊封建的政治關係を破壊し、國內資本主義的發展によつてその財政的基礎を確立することにその發展の道を見出す。このかぎりて歴史的にみれば一つの進歩である。公有林野統一政策のスローガンには、部落有地を町村有に移すことによつて部落割據を打破し、町村基本財産を造成して中央集權國家の基礎を固めることがかけられていた。また、かつての入會地—草山に造林することによつて低廉な木材資源を確保し、自然經濟から商品經濟への移行をすすめるなど、資本主義的諸關係の發展に即應し、これを促進するスローガンがかかけられていた。

しかし、絶對主義國によつて遂行される經濟政策が歴史的に一つの進歩であるということは、決して農民の利益の上に政策が遂行されることを意味しない。反對に、農民からその狭小な土地をも取上げ、そうすることによつて作りだされた勞働力によつて資本主義的諸關係的發展をはかろうとする反農民のなものである。「林利開發の時代への轉換」がなされるまでの政策によつて、入會地の犠牲の上に寄生地主的土地所有制の成立がはかられた。この過程で削り取られて狭くなつた入會地をも奪つて、資本主義的諸關係の要請に應えようとするのが公有林野統一政策であつた。また、町村基本財産の造成は、寄生地主の租稅負擔を軽減するものである。

しかし、絶對主義國は、「上から」の資本主義化をはかり、このかぎりて封建的生産様式から資本主義的生産様式へという政策を行うが、その經濟的基礎をなす寄生地主的土地所有に手をつけることは容易でない。また、絶對

主義國の遂行する經濟政策が「上から」の資本主義化のコースを推進するものであるかぎり、資本主義の急速な發展を約束する「下から」のコースを抑壓するものである。寄生地主的土地所有を一掃し、農民の立場から資本主義の急速な發展をはかる農民に對抗するものである。公有林野統一政策も、農民の抵抗にであつて、當初の方針の修正を餘儀なくされた。絶對主義が中央集權國家を確立することに對抗して、農民階級も中央集權的な全國組織が作る。絶對主義國は土地政策に對して慎重にならざるをえず、「上から」の資本主義化のコースをも充分に推し進めることができなかつた。

このように絶對主義國の遂行する經濟政策が、或程度、資本主義的諸關係の發展を促すが、その封建的な本質のために、不充分にしか資本主義の發展を推進できないという特質が、公有林野統一の過程にも明瞭に現れている。

執筆者紹介

青山秀夫	京都大學教授	大野英二	京都大學助教授
出口勇藏	京都大學教授	金鐘碩	京都大學大學院學生
吉村達次	京都大學助教授	鶴島雪嶺	京都大學大學院研究獎學生
酒井文雄	關西大學講師	堀江保藏	京都大學教授
佐藤明	關西學院大學助教授		